

## IV 母性保護

### 1 生理休暇

生理休暇の有無の推移を女性の正職員全体と病院勤務の女性の正職員者について示したのが、〈表13〉である。

85年調査以降、生理休暇を「全くとっていない」という者が増加し、逆に「だいたいとっている」「あまりとっていない」が減少している。

病院勤務の正職員について、設置主体別に見てみると、生理休暇をとっている者（「だいたいとっている」「あまりとっていない」）は、「都道府県」や「市町村」で他より比較的多く見られる。「生理休暇が認められていない」のは、「医療法人・個人」の35.5%が最も高く、次いで、「国（文部省）」の22.0%、「学校法人」の21.6%、「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」21.1%などの順である〈統計表第142表〉。

1980（昭和60）年6月に「労働基準法」の一部が改正され、生理休暇については、「生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、

その者を生理日に就業させてはならない」となった。この改正により、就業規則等で認められていた「生理休暇」が、「病欠休暇」扱いになるなど生理休暇に対する対応の仕方が変わってきている。そのため、生理休暇をとっている者が減ったと考えられる。

### 2 産前・産後の母性保護措置

1990年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者に、産前・産後実際に受けた母性保護措置および産後にとった休暇の総週数について尋ねた。なお、該当者は、497(8.7%)名である。

近年、特に女子労働者の妊娠・出産・育児に関しての状況が大きく変化をしている。1990（平成2）年の「労働基準法」の改正により、産後休暇が6週間から8週間へ延長されたなど母性保護措置の最低労働条件が定められた。さらに、1991（平成3）年に「育児休業等に関する法律」（これ以降「育児休業法」という）が制定され、翌年4月から施行された。

表13 生理休暇の推移（正職員・女性）（病院勤務者再掲）

調査年次	計	だいたいとっている	あまりとっていない	全くとっていない	該当しない（閉経後・看護士など）	認められていない	無回答・不明	
1985	4247	8.3	9.0	61.3	7.3	13.6	0.5	
1989	3167	5.0	4.3	65.3	7.4	17.2	0.7	
1993	5235	4.1	3.2	68.7	6.6	16.0	1.4	
病院	1985	3501	8.8	8.2	60.4	6.9	15.2	0.5
	1989	2730	5.5	3.9	64.1	7.1	18.8	0.6
	1993	4519	4.4	2.9	68.2	5.9	17.3	1.3

後述するように、全般的には、産前の母性保護措置については89年調査に比べて特に変化はみられない。しかしながら、産後の母性保護措置では、特に育児休業・休暇を中心にかなりの改善が見られた。これは、「育児休業法」の施行が大きな影響を与えているといえよう。

この産前・産後の母性保護措置については、就業場所によって差がみられる。そこで、これ以降は就業場所別に分析をする。

### (1) 病 院

出産時の勤務場所別に、正職員の産前の母性保護措置の推移を示したのが、〈表14〉である。

「夜勤・当直の免除」が55.8%と過半数を超え、また「夜勤・当直日数の軽減」が増えている。夜勤・当直の平均免除期間は妊娠6.2ヶ月目からで、89年調査の6.9ヶ月よりも早くなっている〈統計表第145表〉。

出産時の勤務場所別に、正職員の産後の母性保

護措置の推移を示したのが、〈表15〉である。

特に「育児休業・休暇」が55.6%と、89年調査の30.9%に比べて増加をしている。「夜勤・当直免除」を受けている者は53.4%おり、免除期間は平均で8.4ヶ月で、89年調査の8.1ヶ月に比べてわずかながら長くなっている〈統計表第147表〉。

出産時の勤務場所別に、正職員の産後の休暇について、産後休暇の週数、育児休業の週数、その他の休暇の週数および、それらの休暇・休業の合計である総週数の平均の推移を示したのが、〈図14〉である。

産後休暇は平均8.0週、育児休業は平均14.5週、産後の休暇・休業総週数は、平均23.1週である。これらは、89年調査（産後休暇8.2週、育児休業5.8週、総週数14.5週）に比べて、育児休業が大幅に伸び、そのために総週数も大幅に延長している〈統計表第143表〉。

病院勤務者では、産前では夜勤や当直の免除や

表14 出産時の勤務場所別\*産前の母性保護処置の推移 {複数回答} (正職員・女性・出産経験者\*\*)

	調査年次	回答者数	夜勤免除	当直免除	夜勤・当直日数の軽減	超過勤務免除	時差通勤	つわり休暇	通院休暇	配置転換	産前のその他の措置	特に措置をうけなかった
病 院	1985	400	41.5	9.5	14.8	2.5	4.2	4.8	7.8	6.2	1.8	33.2
	1989	313	51.8	7.0	15.3	1.6	2.6	3.8	6.7	6.1	1.9	29.7
	1993	412	55.8		18.7	2.2	1.9	2.7	5.3	5.6	2.7	30.3
保 健 所	1985	33	—	—	—	3.0	33.3	6.1	81.8	—	12.1	9.1
	1989	12	—	—	—	8.6	41.7	16.7	91.7	—	8.3	—
	1993	22	31.8		—	4.5	36.4	9.1	45.5	—	9.1	22.7
市町村役場	1985	53	—	1.9	—	13.2	3.8	—	20.8	1.9	3.8	66.0
	1989	35	2.9	—	—	5.7	8.6	—	31.3	—	5.7	57.1
	1993	48	2.1	—	—	2.1	4.2	—	33.3	—	—	54.2
看護教育機関	1985	20	—	—	—	—	10.0	—	40.0	—	—	60.0
	1989	13	—	7.7	—	—	7.7	—	23.1	—	15.4	46.2
	1993	7	28.6	—	—	14.3	14.3	14.3	42.9	—	—	42.9

\* 就業状況および末子年齢より推定。

\*\* 1990年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者。

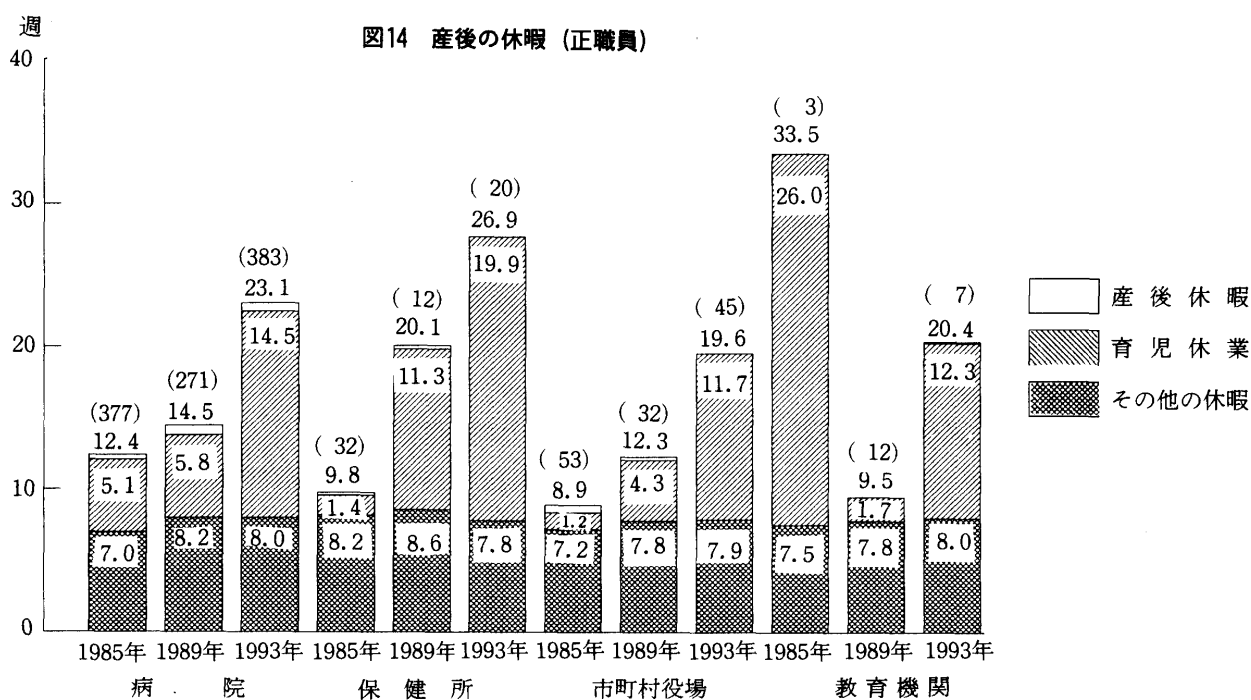
表15 出産時の勤務場所別\*産後の母性保護処置の推移 {複数回答} (正職員・女性・出産経験者\*\*)

	調査年次	回答者数	夜勤免除	当直免除	夜勤・当直日数の軽減	超過勤務免除	育児時間	育児休業・休暇	勤務時間の短縮	出退時間帯への配慮***	乳幼児検診休暇***	病児看護休暇***	配置転換	産後のその他の措置	特に措置をうけなかった
病院	1985	334	61.1	14.1	4.5	2.4	36.2	21.9					9.9	3.2	4.3
	1989	304	50.7	9.2	3.6	3.9	37.5	30.9					7.6	—	10.9
	1993	412	53.4		5.3	1.9	26.2	55.6	5.3	5.3	1.0	0.7	5.1	3.6	4.9
保健所	1985	31	—	—	—	6.5	93.5	9.7					—	3.2	3.2
	1989	12	—	—	—	8.3	83.3	41.7					—	8.3	—
	1993	22	27.3		—	4.5	50.0	63.6	4.5	—	—	—	—	—	4.5
市町村役場	1985	45	—	2.2	—	6.7	88.9	4.4					2.2	—	8.9
	1989	36	2.8	2.8	—	—	75.0	19.4					—	2.8	11.1
	1993	48	8.3		—	2.1	62.5	31.3	—	—	2.1	—	—	2.1	10.4
看護教育機関	1985	18	5.6	5.6	—	—	72.2	11.1					—	16.7	—
	1989	13	—	7.7	—	15.4	53.8	15.4					—	—	30.8
	1993	7	28.6		—	14.3	28.6	57.1	—	28.6	14.3	—	—	—	14.3

\* 就業状況および末子年齢より推定。

\*\* 1990年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者。

\*\*\* 1993年調査から新たに加えた。



(注) ( ) 内の数字は回答者数

グラフの上部の数字は産後にとった休暇の総週数

軽減が受けやすくなってきているし、産後も産後休暇や育児休業がとりやすくなってきている。このように、年を追うごとに、出産に関する母性保護処置は改善されつつある。しかしながら、特に産前の母性保護については、「特に措置を受けなかった」と回答している者が30.3%もあり、89年調査より若干増加している。また、産後の母性保護措置は、育児休業・休暇、育児時間や勤務時間の短縮、出退勤時間帯への配慮などの措置があるが、どれも出産後1年間以内の措置である。「育児休業法」では、これらの措置を拡大するように雇用主に努力が求められているが、看護職の子育て支援が十分にできるように、一層の努力が病院側に求められよう。

## (2) 保健所

産前の母性保護措置として、「通院休暇」(45.5%)や「時差通勤」(36.4%)を利用している者が多いが、その割合は89年調査よりは減少している〈表14〉。

産後の母性保護措置では、「育児休業・休暇」を受けている者が63.6%おり、89年調査の41.7%よりも割合が高くなっている〈表15〉。

産後休暇は平均7.8週、育児休業は平均19.9週、産後の休暇・休業総週数の平均は26.9週である。これらは、89年調査(産後休暇8.6週、育児休業11.3週、総週数20.1週)に比べて、育児休業が延び、そのために総週数も延びている〈図14〉。

## (3) 市町村役場

産前の母性保護措置として、「通院休暇」が33.3%と最も多い。だが、「特に措置を受けなかった」と回答した者が、89年調査の57.1%に比べれば減

少しているものの、54.2%もいる〈表14〉。

産後の母性保護措置では、「育児時間」をとっている者が62.5%と最も多い。「育児休業・休暇」を受けている者は31.3%で、89年調査の19.4%に比べ増加している〈表15〉。

産後休暇は平均7.9週、育児休業は平均11.7週、産後の休暇・休業総週数の平均は19.6週である。これらは、89年調査(産後休暇7.8週、育児休業4.3週、総週数12.3週)に比べて、育児休業が大幅に延び、そのため総週数も延びている〈図14〉。

このように、産後の休暇の週数は延びてはいるが、実際に育児休業・休業をとったのは、31.3%と、病院や保健所に勤務している者たちよりも比率が低い。これは、市町村役場に勤務するものが、病院や保健所に勤務する者に比べて、特に育児休業・休業の適用をうけにくいことを示しているといえよう。

## (4) 看護教育機関

産前の母性保護措置として、「通院休暇」が42.9%で最も多い。だが、「特に措置を受けなかった」と回答した者が、89年調査の46.2%に比べれば減少しているものの、42.9%もいる〈表14〉。

産後の母性保護措置では、「育児休業・休暇」を受けている者が57.1%おり、89年調査の15.4%よりも割合が高くなっている〈表15〉。

産後休暇は平均8.0週、育児休業は平均12.3週、産後の休暇・休業総週数の平均は20.4週である。これらは、89年調査(産後休暇8.0週、育児休業1.7週、総週数9.5週)に比べて、育児休業が大幅に延び、そのために総週数も大幅に延長している〈図14〉。